

GGつうしん 2月号 Vol.58



ごみの収集曜日が一部の地域で変わります！

ごみ収集をより効率的に行うため、平成29年4月から一部の地域で、ごみの収集曜日等が変更となります。市民の皆様にはお間違えのないよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

変更となる地域

中区（全域）、東区（一部）、南区（一部）、北区（一部）
※西区・浜北区・天竜区では変更ありません。



変更内容

- ・収集曜日（もえないごみ、プラスチック製容器包装、びん・かん・ペットボトル、特定品目）
- ・カレンダーのナンバー（No.）



CHECK!

- ① **もえるごみ**の収集曜日は変更ありません。
- ② カレンダーNo.はそのまま、収集曜日が変わる地域があります。
- ③ カレンダーNo.のみ変更となり、収集曜日が変わらない地域があります。

地域ごとの変更内容

2月5日発行の広報はままつ2月号に合わせて「平成29年度浜松市分別収集カレンダー」を全戸配布しました。配布の際に添付しました「お知らせ文」に、お住まいの地域の変更内容が記載されています。

カレンダーNo. : No. 1 2 から No. 1 0 に変更
プラスチック製容器包装（プラマーク）：月曜日から木曜日に変更
資源（びん・かん・ペットボトル）：水曜日から月曜日に変更
特定品目（特定）：木曜日から月曜日に変更

お知らせ文（例）



※「お知らせ文」が添付されていなかった地域については、平成28年度の収集曜日とカレンダーNo.に変更はありません。

確認方法

お配りしたカレンダーの下部には、カレンダーNo.ごとの対象の町名一覧が記載されています。町名一覧にお住まいの町名が記載されていれば、カレンダーNo.が変更になっていても、安心してご利用いただけます。

No.1対象の町名一覧		収集・集積所に関する問い合わせ先 → 各区の担当事業所
中区	●鹿谷町●蛸塚一丁目～四丁目●下池川町●城北一丁目～三丁目●高町●中沢町●布橋一丁目～三丁目●広沢一丁目～三丁目●文丘町●元浜町●山下町●山手町●和地山一丁目～三丁目	北部収集窓口センター (東区半田山2-24-2) ☎431-5385
北区	●大原町●豊岡町●根洗町●東三方町●三方原町●三幸町	平和清掃事業所 (西区平松町77) ☎487-1131
浜北区	●尾野●於呂●根堅	浜北環境事業所 (浜北区永島954) ☎586-8686

カレンダーの下部

自治会の皆様へ

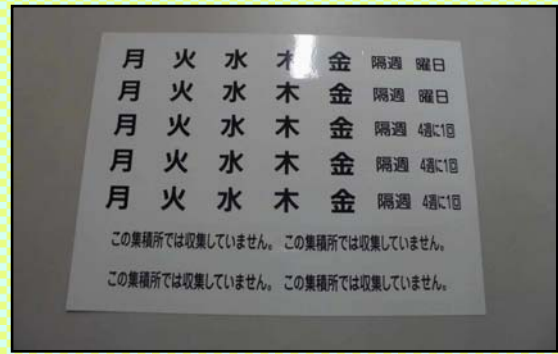
ごみ集積所の看板や、ごみ集積所看板用曜日シールなどについては、お住まいの区の担当事業所や廃棄物処理課で随時配布しております。

対象区	担当事業所	連絡先
中区・東区	北部収集窓口センター	TEL 431-5385
西区・北区	平和清掃事業所	TEL 487-1131
南区	南清掃事業所	TEL 425-3680
浜北区	浜北環境事業所	TEL 586-8686
天竜区(天竜・春野・龍山地域)	天竜環境事業所	TEL 983-2121
天竜区(水窪・佐久間地域)	水窪・佐久間クリーンセンター	TEL 987-1957
全区	廃棄物処理課(収集業務グループ)	TEL 453-0011

事業所等一覧



ごみ集積所看板



ごみ集積所看板用曜日シール



その他にも、飛散防止用ネット(2m×3m、3m×3m、3m×4m)や、各種啓発チラシを配布しておりますので、ご希望がありましたら、上記連絡先までお問い合わせください。



その他のお知らせ



◎浜松市公式ホームページについて

ごみの種類別の出し方や、品目ごとの分別方法が分からない場合は、スマートフォンやパソコンから浜松市公式ホームページをご覧ください。また、浜松市公式ホームページでは、便利帳やカレンダーのPDFデータも掲載しておりますので、ご活用ください。

※浜松市公式ホームページでは、便利帳に掲載しきれない品目の分別方法を確認することができます。

《ホームページアドレス》

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shori/gomi/dashikata/dashikata/> で検索!

または

浜松市ごみの出し方

検索

◎連絡ごみについて

年度末は引越しなどにより、「連絡ごみ(有料)」の受付が多くなります。受付から収集まで、2週間程度お時間をいただく場合がございますので、早めのご連絡をお願いいたします。

連絡先：連絡ごみ受付センター(TEL:053-453-2288)

なお、お急ぎの場合は「自己搬入」によりご自身で清掃事業所等に持ち込むか、「一般廃棄物収集運搬許可業者」に収集を依頼する方法がございます。連絡先については、カレンダー裏面や浜松市公式ホームページをご確認ください。





新潟市のごみ減量の取組を紹介します！！

廃棄物・リサイクルで先進的な取組をしている自治体を視察することでごみ減量施策の情報を収集し、本市の新たなごみ減量・リサイクルの取組立案に活かすことを目的として視察を実施しました。先月号に引き続き、今回は浜松市とも馴染みが深い新潟市の取組をご紹介します。

家庭ごみ分別ルール

「燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、古紙類、枝葉・草、プラスチック製容器包装、ペットボトル、飲料用びん、飲食用缶、有害・危険物」の計10種類（一部地区は除く）を収集しております。品目が多いため、土日も収集しています。

また、さらなるごみ減量・リサイクルを推進するため、平成20年6月からごみ処理有料化を実施しており、1円/リットル（45リットルのごみの場合は45円/袋）の処理手数料を市民からいただいています。



新潟市の有料指定袋

ごみ分別アプリ

ごみ関連情報を入力できるスマートフォン向けアプリ【サイチョのごみ分別アプリ】を開発し、市民への活用を呼びかけています。

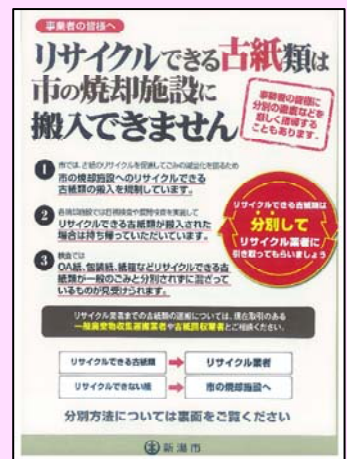


分別アプリ画面

- ・ごみ分別検索機能
- ・ごみ収集カレンダー表示機能
- ・ごみの分け方・出し方解説機能
- ・資源物回収拠点検索機能 などがあります。

事業系紙類の搬入規制

清掃工場において搬入される事業系ごみに対して、目視検査や展開検査を積極的に実施しており、リサイクルできる古紙類が搬入された場合は持ち帰りの指導を行っています。



搬入規制チラシ

《まとめ》

新潟市は有料化の導入にあたり、新しい分別ルールの住民説明会を2,025回実施、市民に協力と理解を求めてきました。その結果、有料化導入前後で家庭ごみが約3割減少しています。大幅なごみ減量を達成した後も、市民の分別意識啓発や事業系ごみの減量等、新しい施策を展開することで継続的なごみ減量・リサイクルを推進しています。

浜松市では平成25年度の新しいごみ分別ルール導入以降、家庭ごみの排出量は横ばいの状況です。後は分別ルールの見直しに加え、市民への普及啓発や事業系ごみへの対策を強化していきます。



事業者の皆様へ ～雑がみの分別にご協力ください～

リサイクル可能な古紙には、OA用紙、新聞紙、雑誌、段ボール以外にも、「雑がみ」とよばれる古紙があります。「雑がみ」も他の古紙と同様にリサイクル可能な資源ですので、もえるごみに出さず、古紙に分別し、リサイクルしてください。

雑がみとして出せるもの



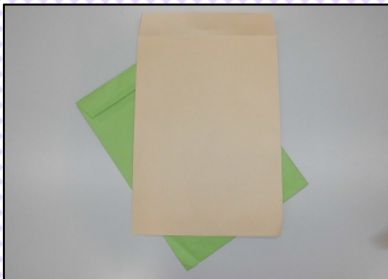
紙箱



紙袋



包装紙



封筒



カレンダー・ポスター



ラップ・トイレトペーパーの芯

雑がみとして出せないもの

- ・防水加工の紙（紙コップ等）
- ・感熱紙（レシート等）
- ・圧着はがき（親展はがき）
- ・印画紙の写真
- ・カーボン紙
- ・水や油で濡れたもの
- ・汚れや臭いがついたもの
- ・アルミやビニールで加工されたもの



※注意事項※

雑がみの性状、量、古紙回収業者による収集、古紙回収業者への搬入等の条件により、各古紙回収業者の雑がみの引取りの可否、料金等が異なります。詳細はお取引先の古紙回収業者にお問い合わせください。

■平成28年12月分の家庭系もえるごみ速報値をお知らせします

家庭系もえるごみ **12,515トン**（前年同月比 **267トン**）

平成28年4月からの1人1日当たり平均 **485グラム** **新目標435グラム!**

■家庭系もえるごみ月別推移

(単位:トン)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
28年度	11,606	12,843	11,425	11,742	12,185	11,486	11,433	10,967	12,515	106,202
27年度	11,982	12,058	12,555	12,273	11,505	11,760	11,607	11,090	12,248	107,078
前年度比	△376	785	△1,130	△531	680	△274	△174	△123	267	△876

12月は昨年度よりもごみが増えたのじゃ!! 今一度気を引き締めなおすすめ!!

